

PPA方式による流域下水道施設への
太陽光発電設備等導入業務
仕様書

広島県 上下水道部 流域下水道課

1 目的

流域下水道施設（東部浄化センター、芦田川浄化センター、沼田川浄化センター）における未利用地を活用して、PPA方式による太陽光発電設備を導入し、安定的・経済的な電力を確保することで、流域下水道事業の経営の健全化を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務概要

ア 事業者は、流域下水道施設（以下「対象施設」という。）の未利用地に対して現地調査、設備容量検討を行う。

表 太陽光発電設備導入対象施設

No	対象施設名	施設所在地	契約電力
1	東部浄化センター	広島市南区向洋沖町	特別高圧電力
2	芦田川浄化センター	福山市箕沖町	特別高圧電力
3	沼田川浄化センター	三原市円一町	高圧電力

※位置図は別図のとおり

イ 事業者は、設置場所の提供を受け、設備（太陽光発電設備及び付帯設備をいい、その他事業者提案により設置する設備を含む。以下同じ。）を導入する。

ウ 最終的な設置場所は、事業者決定後、県と事業者が協議し決定する。

なお、必要がある場合には、県が当該箇所の整地工事を実施する。

ただし、整地工事とは、草木の伐採・処分及び土地の整地（現地の土砂を利用し、敷地を均一な高さに敷き均す）とする。

エ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

オ 事業者は、設備で発電した電力を、対象施設に供給する。

カ 事業者は、設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。

キ 事業者の都合により履行期間中に設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備の撤去及び撤去に伴う原状復旧工事を事業者の負担で行う。なお、撤去した設備については「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）（令和6年）」の内容に従って適切に処理すること。また、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこと。

ク 電力供給期間満了後の設備の取り扱いについては、電力供給期間満了日の3年前から、県と事業者が協議の上、次のいずれかの対応を決定する。

なお、（ウ）に該当する場合は、上記キのなお書き以降を適用すること。

（ア） 県に譲渡（譲渡等の条件等は、県と事業者の協議により定める。）

（イ） 電力供給期間の延長（延長の条件等は、県と事業者の協議により定める。）

(ウ) 電力供給期間満了後、速やかに撤去。(設備の撤去に係る費用は、県と事業者の協議により定める。)

(2) 適用補助

ア 本業務は、環境省の「水インフラにおける脱炭素化推進事業（水インフラのCO2削減設備導入支援事業）」（以下「補助事業」という。）の活用を想定している。ただし、補助率・補助額が同等以上の他の補助事業の活用を妨げるものではない。

イ 設備について、補助事業の交付要件を満たすものとする。ただし、本事業が採択されなかった場合はその限りではない。

ウ 事業者は、補助事業への申請等業務を行う。

(3) 履行期間等

ア 契約開始から電力供給が満了するまでの期間を履行期間とする。

イ 電力供給期間は、供給開始日から20年間とする。なお、補助事業が採択された場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び供給開始日とすること。

ウ 設備の導入時期については原則、令和8年度～令和9年度とする。電力供給開始日については、令和9年度中とし、県と事業者が協議の上、決定する。

(4) 契約単価

ア 県は、対象施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた料金を事業者に支払う。なお、補助事業が採択された場合の契約単価については、企画提案書において、国補助金を活用した場合の額として事業者が提案した単価とする。

イ 電力使用量は、計量法に基づく検定を受けた電力量計により計測する。電力量計は、県と協議の上、事業者の負担で設置するものとする。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、租税公課等、本業務の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。ただし、設備の撤去費用については含めないこととする。なお、設備設置場所の土地の整地が必要な場合は県が行う。

キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

ク 契約単価は、対象施設ごとに設定する。

3 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

事業者は、対象施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、県が対象施設の維持管理業務を委託する事業者（以下「維持管理業務受託者」という。）への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。

なお、調査は、設備の設置に係る課題を県と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。

事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、単独又は蓄電池を併用することで対象施設において最大限自家消費できるように努める。蓄電池の設置は必須ではないが、蓄電池を設置する場合は、自家消費量を上げることを目的として、適切な容量とすること。

なお、対象施設における太陽光パネルの出力は次表の出力以上とする。

表 対象施設における太陽光パネルの最低出力

対象施設名称	太陽光パネルの出力 (kW)
東部浄化センター	2,700
芦田川浄化センター	2,900
沼田川浄化センター	470

(3) 構造調査

事業者は設置する設備において、地震、風雨、積雪等その他外力に対して耐久性が問題ないことを書面により報告すること。また、台風、高潮による浸水等の気象条件及び塩害・粉塵等への耐久性についても配慮すること。

(4) 自家発電設備との連系

対象施設は、停電時等に非常用自家発電設備で給電しているため、設置する設備による非常用自家発電設備への影響を検討してシステムを構成すること。なお、既設電気設備の操作を伴うシステム構成とする場合は、県と協議の上で決定すること。

(5) 各種関係手続

ア 事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。

イ 事業者は、設備の設置が、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を県に提出する。

ウ 県が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した場合のみ、対象施設の管理運営及び整備計画上、支障のない範囲において、本業務に関連する土地又は建物を事業者に履行期間に限り使用させるものとする。

事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を県に申請する。

なお、行政財産使用料は全額免除とする。

ただし、履行期間中に県からガス、電気、水道等の支給が必要な場合は有償とする。

この場合、事業者は、事前に県及び維持管理業務受託者と協議し、計量法に基づく

検定を受けたメーターを設置し、県及び維持管理業務受託者に使用量を報告すること。

エ 設備の設置に伴う使用許可期間は、使用許可の始期から5年の範囲内において県が定める年度の末日までとする。その後、事業者は履行期間において、5年の範囲内で県が定める期間ごとに、広島県行政財産使用規則（昭和39年広島県規則第14号）（以下「使用規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、使用許可の更新を申請するものとする。

オ 設備の設置に伴い、土地等の現状を変更する必要がある場合は、県と協議の上、使用許可の申請と併せて、使用規則第7条第2項の規定による現状変更の承認申請を行い、承認を受けること。

カ 事業者の使用許可する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとし、間隔をあけて設備を設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

キ 太陽光発電設備に係る電気事業法等に基づく手続のほか、各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁等にて必要な手続を行うこと。特に、蓄電池を設置する場合においては、消防法等の各種法令に適合するよう十分留意すること。

ク 沼田川浄化センターは土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域に指定されているため、設備の設置に伴い、土壌汚染対策法第12条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする場合は、都道府県知事へ届出を行うこと。

ケ 事業者は、補助事業を活用する場合には、申請等について県と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ県の承認を得ること。

4 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、JISC 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重並びに積雪及び地震並びにその他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

また、高潮等による浸水や塩害を考慮した設備とすること。

イ 太陽光発電設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラスSを適用すること。

ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。なお、太陽電池モジュールは、一般社団法人太陽光発電協会が策定した「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情

報提供のガイドライン」において、廃棄時に環境に影響を及ぼす可能性のある化学物質とされている、「鉛、カドミウム、ヒ素、セレン」の含有量が0.1wt%未満の製品であること。

(2) 蓄電池設備（蓄電池を設置する場合に限る）

ア 蓄電システムはJISC 4412に準拠すること。

イ 蓄電池はJISC 8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。

(3) その他の事項

ア 事業者は、対象施設を本業務以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、本業務に係る契約を解除し、使用許可若しくは現状変更の承認を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において対象施設から設備を速やかに撤去すること。

ウ 設備の設置時に既存設備を破損した場合は事業者の負担で修復を行うこと。

エ 事業者は、維持管理業務受託者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については県と協議の上で決定する。

オ 設備の系統連系及び運営に必要な継電器類の接点（例：受電点不足電圧継電器、逆電力継電器、地絡過電圧継電器及び受電点使用電力量等）は、事業者が設備の接続点まで用意する。また、既存設備の改造、改修が必要な場合もこれに含むものとする。

なお、必要な接点、情報等についての詳細は県及び維持管理業務受託者との協議により決定する。

カ 余剰電力が発生した場合においても、効果的に発電した電力を対象施設に供給でき、かつ系統側へ逆潮流しないシステムを構築すること。

キ 設備の運転状況のリアルタイムでの監視や、過去3年分以上の時間、日及び月単位での発電及び送電実績等の情報の確認やエクセル等へのファイル出力ができるシステムを構築・整備すること。

ク 太陽光発電の発電状況等を確認することのできるモニターを県が指示する箇所に設置すること。

ケ 設備を設置した範囲には、柵等を設置し、第三者が容易に立ち入れない措置を講じること。設置する柵等は、電気設備の技術基準を満足すること。ただし、緊急時を想定し、浄化センター側と行き来ができる出入口を設置すること。

5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

- (1) 工事に当たっては、原則として次の仕様書（最新版）に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

土木工事共通仕様書広島版

特記仕様書（共通事項）広島県

電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団）

電気設備工事必携（日本下水道事業団）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

- (2) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。

- (3) 設備の設置工事の条件は次のとおりとする。

ア 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工を行うこととし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民及び維持管理業務受託者から苦情等があった場合は、速やかに県へ報告するとともに、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

イ 施工にあたり、対象施設内で実施する工事等の受注者及び発注者等により組織された対象施設の安全協議会に加入することとし、安全管理に努めること。

ウ 事業者は対象施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面、工程表等を県に提出すること。なお、図面等の提出の際は、仕様書や企画提案書の内容を満足していることを容易に確認できる一覧表等の資料も提出すること。

エ 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

オ 施工にあたり、対象施設の利用や安全に支障が起きないように、維持管理業務受託者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。

カ 施工にあたり、県が別途発注する工事等がある場合には、当該工事に支障が生じないように県との協議・調整を行うこと。

キ 対象施設の保守点検や維持管理に支障を生じさせない計画とすること。

ク 設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・維持管理上支障がないルートを選定の上、県及び維持管理業務受託者との協議により決定すること。設備には、対象施設の電気工作物と識別ができるよう要所に本業務のものであることが分かるような表示を行うこと。

ケ 特別高圧受変電設備や高圧設備、発電機設備等の既設設備の改造が必要な場合は、改造内容について、事前に県及び既設設備のメーカーへ承諾を得ること。なお、当該改造に係る費用は全て事業者の負担とする。

コ 電路や機器に影響がないよう高調波対策を講じること。

サ 設備の設置に際しては、対象施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を

伴う場合は、停電日の2か月前には、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、予備日の設定、停電お知らせビラ等）を作成し、県と事前協議の上、対象施設の電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うものとする。

シ 工事中の安全対策の実施、地域住民及び維持管理業務受託者との調整等は事業者において十分に行うこと。

ス 補助事業に係る実績報告を国に提出する場合は、事前に、県の承認を受けること。

セ 工事完成時には、県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、県に引き渡すこと。

また、完成図書書類はPDF形式データ等の電子データでも提出すること。

ソ 対象施設のうち、東部浄化センターについては、別紙2の事項を遵守すること。

6 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給、維持管理及び報告を行うこと。

また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については次のとおりとする。

- (1) 事業者は、県及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を県に提出する。さらに、設備が故障した場合は、直ちに対象施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。
- (2) 事業者は、電力供給期間において、県及び対象施設の電気主任技術者と協議の上、一般社団法人太陽光発電協会が示す保守点検ガイドライン、建築保全業務共通仕様書（国土交通省）及び製造者標準点検等に基づいた点検業務を行い、その結果を県に報告すること。また、点検の結果、技術基準に適合しないことが判明した際は、速やかに是正措置を行うこと。
- (3) 対象施設の電気主任技術者は、施設の維持管理業務受託者において配置している。事業者は、設備に関する電気主任技術者の配置について、県及び維持管理業務受託者と協議すること。その結果、維持管理業務受託者が配置する電気主任技術者が設備に関する保安の監督を行うこととなった場合、事業者はこれに係る費用等を負担すること。また、対象施設の電気主任技術者とは別に、電気主任技術者が必要となった場合は、事業者の責任において配置すること。
- (4) 電気事業法第106条及び、電気関係報告規則による報告が必要な事故が発生した場合、その対応について対象施設の電気主任技術者に協力すること。
- (5) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (6) 履行期間中に、県による工事等により対象施設に不具合・故障等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力すること。

- (7) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。
- (8) 県が別途、工事等を実施する際に設備が支障となる場合は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、県の負担とする。移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、履行期間に含まれないものとし、その間の県による売電収入補償は行わない。
- (9) 履行期間中に県が対象施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の県有施設を提示し、県が移設費用の全部を負担する。また、履行期間中に県が対象施設を廃止等する場合は、県は他の県有施設を提示し、設備の移設等について協議する。その際、県が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者で協議の上、定める。
- (10) 補助事業に係る実績報告を国に提出する場合は、事前に、県の確認を受けること。
- (11) 事業者は、本業務に係る権利義務及び設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により県に協議を申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (12) 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。
- (13) 事業者は、対象施設について、次のとおり各計画書及び報告書を県に提出すること。
 - ア 年間計画書（発電見込量、維持管理体制表、緊急連絡表、点検・修理内容等）を、年度開始（電力供給開始時にあつては電力供給開始日）の30日前までに提出すること。
 - イ 毎月25日までに、翌月の月間計画書（発電見込量、点検・修理内容等）を提出すること。
 - ウ 月間報告書（発電量実績及び売電量実績、故障実績、点検修理実施報告等）を、翌月10日までに提出すること。
 - エ 年間報告書（発電量実績及び売電量実績、故障実績、点検修理実施報告等）を、翌年4月10日までに提出すること。
 - オ 年間の温室効果ガス排出量削減効果に関する報告書を、翌年4月10日までに提出すること。
- (14) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

7 責任分担の基本事項

上記（1～6）を含め、業務実施にあたり予想される「リスクと責任分担」については、「別紙1」及び次のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本業務により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害

が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや仕様書等で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (2) 事業者の都合により履行期間の途中で業務を中止した場合、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、業務に関連して使用した敷地、設備等の原状回復を行うとともに、業務の中止によって県に生じた損害の賠償責任を負うものとする。
- (3) 事業者は業務上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) 自然災害等により県及び事業者のいずれの責めに帰すことができない事由で損害が発生した場合は、別途協議とする。

8 その他

- (1) 県が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、県の判断において貸与する。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、借用期限までに全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- (2) 事業者は業務の進行に合わせ、県と適宜協議打ち合わせを行い、その議事録を作成し、相互に確認したものを県に提出すること。
- (3) 本業務の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、事業者の責任において実施するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。
- (5) 設備の設置・撤去時の現場事務所等の場所は協議による。

別紙 1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			広島県	事業者
共通	公募要領等の誤り	公募要領や仕様書等の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更	○	○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	業務の中止・延期	県の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合責任	設備に係る契約不適合の責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による損害、業務の変更・中止・延期	○	○
	第三者加害行為	第三者の加害行為（破壊・盗難・汚損・放火等）による業務変更・設備運営停止・業務継続の不履行		○
	補助金の申請	補助金の申請に関するもの		○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○
建設段階	物価	物価変動		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による業務内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	対象施設の損傷	設備に係る事故・火災による対象施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する対象施設への障害		○
		対象施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による対象施設・設備への損害、対象施設運営・業務への障害		○

別紙2 東部浄化センターにおける工事における遵守事項

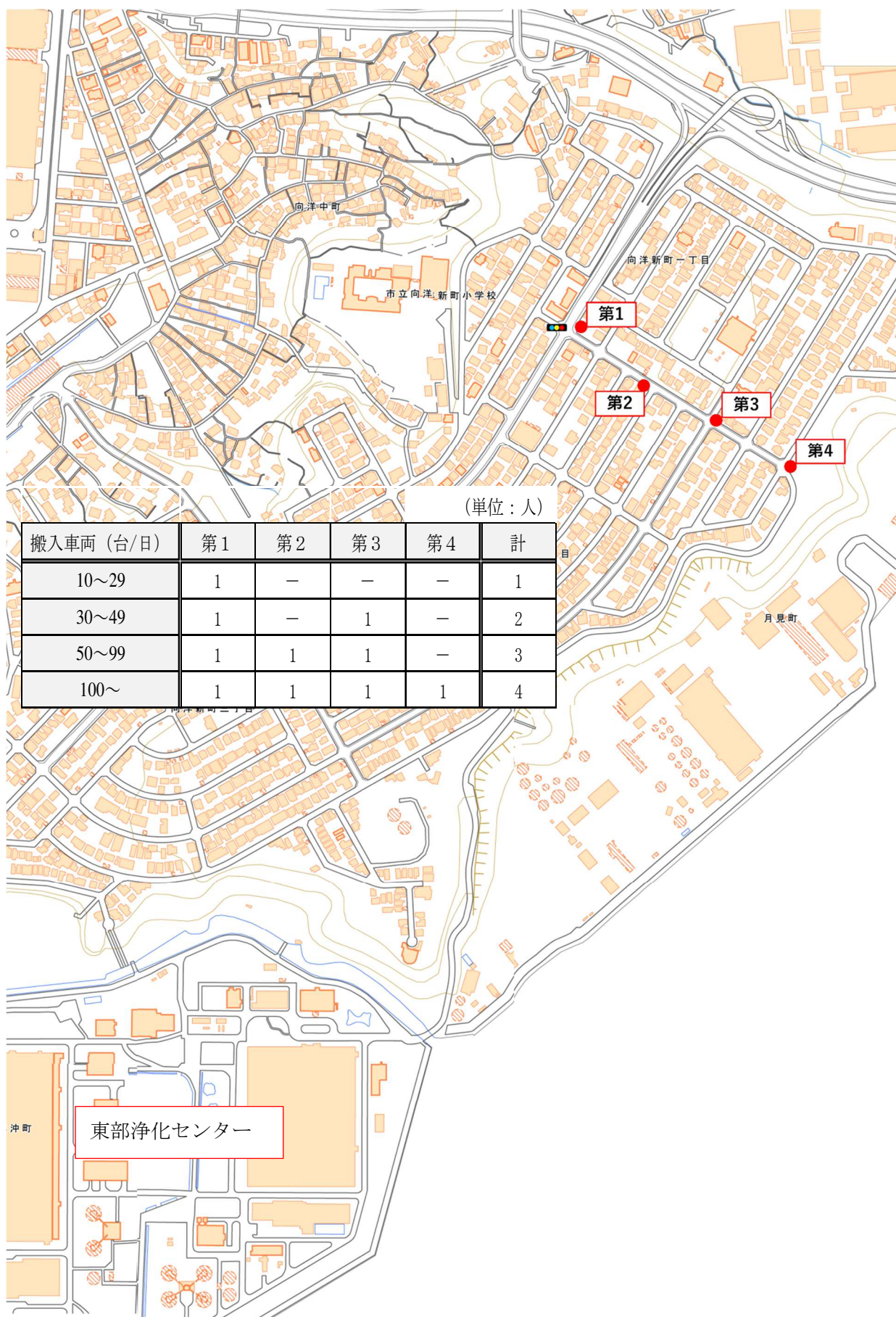
- ・ 7:30～8:30、12:00～13:00の時間帯は洋光台団地内（広島市南区向洋新町1～4丁目。以下「団地」という（別紙3参照）。）の大型車（4t以上）通行を控えること。団地内及び東部浄化センターへの通行は、道路交通法を遵守し歩行者に十分注意して通行すること。
- ・ 早朝・夜間における団地内での車両待機は控えること。
- ・ 15m以上の長尺物を搬出入する場合は事前に県と協議すること。
- ・ 4t車以上の搬入車輛が10台/日以上30台/日未満の場合、洋光台（北）信号前（第1）（別紙4参照）に交通誘導員を1人配置することとし、全台数が30台/日以上の場合は追加で東部浄化センター進入路（第3）に1人配置、全台数が50台/日以上の場合は追加で東部浄化センター進入路（第2、第3）に1人ずつ配置、全台数が100台以上の場合は追加で東部浄化センター進入路（第2、第3、第4）に1人ずつ配置すること。
- ・ 東部浄化センター内の工事業者で実施される工程会議（各1回/月）に参加すること。
- ・ 大型車の通行が必要な場合は、通行する前月の第3火曜日までに県に車両搬入予定表（別紙5参照）を提出すること。



洋光台団地
(広島市南区向洋新町1～4丁目)

東部浄化センター

東部浄化センター・洋光台団地 位置図 (国土地理院地図より作成)



洋光台団地内の交通誘導員の配置図（国土地理院地図より作成）

令和7年 10月 の 車 両 搬 入 予 定 表
(雨 天 時 順 延)

東部浄化センター安全協議会

業者 符号	工 事 名 称	種 別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合 計	
			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
A	〇〇株式会社	生コン車							8																								8	
	東部浄化センター	ダンプトラック10t・大型トラック・クレーン																						1	1	1					1	1	5	
	〇〇更新工事	4t・10t（平）						7																2	2	2					2	2	17	
		トレーラー																															0	
B	〇〇株式会社	生コン車																															0	
	東部浄化センター	ダンプトラック10t・大型トラック・クレーン								9																							9	
	1系ダンプ棟●●工事	4t・10t（平）																						2	2	2			2		2	2	12	
		トレーラー																															0	
C	〇〇株式会社	生コン車																															0	
	東部浄化センター	ダンプトラック10t・大型トラック・クレーン																															0	
	1系ダンプ棟○●工事	4t・10t（平）																															0	
		トレーラー																															0	
D																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
E																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
F																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
G																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
H																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
I																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
J																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
K																																	0	
																																	0	
																																	0	
																																	0	
合 計	生コン車	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8		
	ダンプトラック10t・大型トラック・クレーン	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	14
	2 t・4 t・10 t（平）	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	2	0	4	4	0	29	
	トレーラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	7	8	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	0	0	2	0	5	5	0	51